

平成30年度から令和2年度における介護保険料の賦課誤りについて

1 概要

平成30年度から令和2年度において、介護保険料を誤って本来の保険料額よりも少なく計算し、請求していたことが判明しました。対象者は、市民税非課税の方のうち一部の方で、延べ1,952人です。このうち、法令上請求できる※延べ689人の方について、保険料額の修正を行い、納付をお願いします。

多くの方にご迷惑をおかけし、また新たに負担をお願いすることになったことを、深くお詫び申し上げます。

※最初の納期の翌日から2年を経過した場合は、保険料額の修正を行うことができません。

2 経緯

令和3年6月16日、令和3年度の保険料額決定通知書を65歳以上の第1号被保険者宛に発送しました。その後、市民の方から、令和2年度と令和3年度で収入状況がほぼ変わらないのに、保険料段階が異なっているとの指摘があったことから、令和2年度の計算式を再確認したところ、一部に誤りがあることを発見しました。

3 計算誤りの内容と原因

介護保険料は、被保険者本人の収入や本人及び世帯の課税状況を基に計算していますが、制度改正により平成30年度から介護保険料の計算式が変更された際、その内容を誤って介護保険システムに設定したため、令和2年度までの3年間の保険料計算の誤りにつながりました。

令和3年度分保険料においては、正しい計算式を設定しています。

(誤りの具体的な内容)

市民税非課税の方の保険料は、「公的年金等の収入額」を基礎として、自営業者等の場合には「年金以外の営業所得等」を加算した額をもとに計算します。

今回の賦課誤りでは、「年金以外の営業所得等」がマイナスだった場合には、ゼロに置き換える必要があるにも関わらず、マイナスのまま保険料計算を行ってしまった結果、正しい保険料額よりも低い額としてしまったものです。

4 影響

(1) 賦課誤りの、対象年度別の人数及び金額は以下のとおりです。

	人数	金額(概算)	各被保険者への影響額
令和2年度分	667人	約1,200万円	7,440～26,040円
平成31年度分	651人	約700万円	7,440～22,320円
平成30年度分	634人	約300万円	3,720～18,600円
計	1,952人(延べ人数)	約2,200万円	—

(2) 上記のうち、介護保険料を修正し、お支払いいただく人数及び金額は以下のとおりです。

	人数	金額(概算)
令和2年度分	667人	約1,200万円
平成31年度分(※)	22人	約10万円
計	689人(延べ人数)	約1,210万円

※ 最初の納期の翌日から2年を経過していない保険料が対象です。

5 今後の対応

令和2年度分、平成31年度分保険料の一部（最初の納期の翌日から2年を経過していないもの）については、修正・納付の対象となります。

対象となる方に対してお詫び文を発送するとともに、本来の保険料額通知書をお送りし、差額分の納付を依頼します。

6 再発防止策

今後の制度改正等に伴う改修に正確に対応するため、システムに設定する際のチェックポイントの作成、担当間をまたいだ組織的チェック体制を整備します。

また、法令等との照らし合わせを徹底し、上記のチェックを行って正しく介護保険システムに設定できるようにします。

お問い合わせ先
健康福祉局介護保険課長 壺井 達幸 Tel 045-671-4250